

Title	菊地康明著, 日本古代土地所有の研究
Sub Title	Y. Kikuchi ; Landownership in ancient Japan
Author	村山, 光一(Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1971
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.4 (1971. 5) ,p.119(639)- 127(647)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19710500-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

批評と紹介

菊池康明著

日本古代土地所有の研究

(昭和四十四年三月
東京大学出版会刊)

村山光一

日本古代土地所有に関する研究としては、既に内田銀蔵・中田薫・渡部義通・石母田正・藤間生大・今宮新・虎尾俊哉らの諸氏のすぐれた業績が知られているが、最近もう一つ、これらの先行学説を批判検討しつつ独自の見解を打ち出した力作が発表された。それは菊池康明氏の右の著書である。

本書は、その冒頭の序論において、「本書では、土地所有の問題を単に制度史的考察に終らせることなく、古代の土地所有形態を規定した政治・経済・社会そのほか一切の歴史的諸条件との関連において考察し云々」と記しているように、日本古代の土地所有に関する体系的研究の樹立をめざして叙述されたものである。そこで、ここでは、本書がこのような意図のもとに構成されている点を考慮して、便宜上・理論的研究の部と実証的研究の部とにわけて紹介してゆくことにする。

まず理論的研究であるが、それは主に「第一章 序論」および「第四章 律令制土地政策と土地所有」に述べられているので、

批評と紹介

これらの中から著者独自の、或は著者が特に強調している理論的な問題を抽出してみよう。

(1) 菊池氏は、土地所有の問題を考察するにあたり、それを超歴史的な概念としてとらえることを拒否し、マルクスの所説に従って、土地所有の諸形態を規定するものは各時代の社会的・歴史的諸条件であり、就中その時代の生産関係、従って階級関係が基本的条件であるとする立場を堅持される。つまり、土地所有権は土地に対する人の関係ではなく、土地に対する人と人との社会関係だというわけである。然し一方、氏は土地所有の形態を、階級関係のみから論ずることは一面的であるとしてこれを斥け、特にこの場合は、階級関係と不可分離的に機能する国家公権力の規制作用を重視すべきことを強調する。

然らば、国家公権力とはなにか。一般に、史的唯物論の立場で国家を論ずる際には、エンゲルスの所説に依拠しつつ、それは支配階級の階級的搾取の手段であると解しているが、菊池氏はかかる考え方には反対である。氏は、むしろエンゲルスが別に、国家は階級対立を抑制する必要から発生したものであると述べている部分に注目し、階級対立の抑制は、被支配階級の要求が或る程度反映されなければ本当の抑制にはならないとして、ここから、階級対立は階級間の勢力の均衡・調整によってのみ抑制しうるとする視点を樹立し、かくて、国家公権力は右のごとき階級間の勢力の均衡・調整という機能を果すものであるという結論を導き出されるのである。

このような、土地所有権は人と人との階級関係が土地を媒介としてあらわれた現象形態であり、同時に、それは国家公権力により一定の抑制を加えられたところに生じた形態であるという菊池氏の理論は、実は、この体系的著作の基調となっているものであるが、そういう方法論は、古代史家の間では、従来みられなかった新しいものであって、まさに注目すべき所論であるということができよう。

(2) 菊池氏は、所謂アジア的生産様式論については、継起説を批判して類型説の立場をとるが、総じて慎重な態度を示し、独自の提言は差し控えておられる。氏がこのように慎重であるのは、氏によれば、『諸形態』のアジア的共同体に関するマルクスの記述には、例えば、国家の土地所有権と小共同体の所有権の質的相違が指摘されているが、どう違うのかについては具体的に述べられていないという問題が残っており、また、なによりもマルクスの発展段階説そのものが十九世紀ヨーロッパの近代ブルジョア史学の欠陥をどこまで克服し、またどの点でこれに規定されていたかといった点が現在なお不明のままになっているからである。

しかし、そうはいっても、菊池氏は、アジア的生産様式の問題を論ずることに反対なのではない。それは、例えば塩沢君夫氏が、アジア的共同体内部に存在していたとされる総体的奴隷という語を過小評価したのを批判していることでも明らかであり、また、氏自ら「日本古代の収取体系全体を特徴づける最もよい言葉を探すとすればこの総体的奴隷制以上の言葉がみつからない」と述べ

て、律令体制下の公民を総体的奴隷と規定している点からも推察しうるであろう。そして、更にこの公民—総体的奴隷は、律令制社会の生産力の主体でありながら、身分的には支配者集団から阻外されており、そこには、特定の成員権をもつ者以外は賤視して排除する共同体的原理が働いているのを看取しうるが、一方、ヨーロッパ古代の労働奴隷制下における奴隷にも、同様の性格を見ることが出来るから、日本律令制下における貴族・官僚層と公民層の関係は、ポリスの市民と奴隷との関係に対比できるのではないかと推定もしておられるのである。

このような菊池氏の考え方は、要するに奴隷制には、労働奴隷制の他に総体的奴隷制という類型があり、この両者は継起説の立場で考えるべきではなく、類型説の立場から把握すべきであるということを中心としたものである。従来、わが古代史家の間では、どちらかといえば継起説の立場をとる学者の方が多いようであるが、このような学界的状況下において類型説がかくも鮮明に打ち出されたことは興味深いことである。しかも、継起説に立つ限り、律令制社会を奴隷制の前段階のアジア的共同社会とみるのが普通であるから、それでは、相当に階級分化のすすんでいる律令制社会を果して十分に説明しきれるかという疑問をめぐいさることができないのであるが、菊池説はかかる行き詰りを打開する一つの道を示したものと見て注目し値するといえよう。

(3) 古代の土地所有権については、中田・今宮両氏によって口火を切られた所謂土地私有・公有両説の対立がみられ、今日では

公有主義学説の方がやや優勢のようであるが、菊池氏はこの論争に参加し、新たな私有主義学説を提唱された。その論拠はつぎの如きものである。まず氏は、自説を樹立するに際し、理論的な前提といふべきものを三つばかり示している。その一つは、既に(1)に述べた氏の基本的な方法論であり、第二は、口分田に対する国家の権利を、中田説を継承して、農民の所有権とは異質のもので国家公権力の一形態であるといふ見做したことであり、第三は、古代の制限的土地所有権について、同じく中田説に基づき、これもまた私有権の歴史的現実形態と考えうるとしたことである。ついで氏は、この第一・第二の所論から、さらに、班田法は律令国家公権の表現であるから、それ自体に公権力としての抑制的機能が備わっている筈であると推定される。では、班田法はいかなる意味において抑制的機能を發揮したといえるであろうか。

しかし、これに答えるためには、律令制成立以前の土地所有の事態が解明されなければならぬから、菊池氏は、そこで大化前後の土地所有に関する学説を整理される。そしてその結果、ここでは土地私有制の発展の究明こそ中心課題であることを強調しつつ、自ら本書の「第三章第二節 土地売買の起源」、「第四章第三節 墾田制」においてこの問題を取り上げ、土地永売および墾田はともに、大化前代から民間で行なわれていたことを論証し、これに基づいて、大化前代には既に土地私有制が、一般農民の間においてすら確立していたと主張されるのである。

一方、氏は大化前代の階級対立は、貴豪族と一般農民との間に

みられたとする通説を承認し、従って律令体制は、そして班田法は、貴豪族の大土地私有を禁圧し、その再現防止を主目標として成立したものであり、かかる意味において班田法の抑制力が機能したというふうに理解される。

さて、班田法の抑制力が右の点にあるとすれば、班田法はすでに土地私有制を確立せしめた一般農民の所有地までを収公する意図はもたなかったとする推定は許されるであろう。従って、班田法に規定された田主権は、公有主義論者がいうように単純なる用益権としてとらえるべきではなく、むしろ、以前から農民が所有する土地の用益占有権を国家が承認するという視角から考察すべきである。とすれば、大化前代には農民の土地私有は存在していたのであるから、この田主権は、大化前代からの土地私有制の展開の歴史の流れの中で考えることが可能であり、また必要であるということになり、結局、口分田の田主権は、たとえ制限付有期的であっても、矢張り私有権の一つの歴史的現実形態と考えることが出来るということになるわけである。

ただただし説明になったが、これが、菊池氏の新私有学説の骨子である。しかし、これだけでも、この新説は、菊池氏一流の理論と実証にささえられた独自の学説であることは諒解されたことと思う。

つぎに、実証的研究の方へ移ろう。本書における実証的研究の主なものは、「第二章 賃租」、「第三章 土地売買と不動産質」、「第四章 律令制土地政策と土地所有」においてなされているが、

ここでは、主として「第三章」および「第四章第三節 墾田制」を取り上げ、他はその概要のみを示すにとどめておく。

〔第二章 賃租〕 菊池氏がまず賃租を考察の対象とされたのは、これが当時一般に行なわれていた農地経営法であり、ここから古代の土地所有形態を説明する手がかりがつかめると考えられたからである。尤も、本章では賃租制自体の内容の究明に力がそがれるが、それでも、賃租経営方式を単に民間の農業経営慣行と解せず、そこに律令国家公権力の抑制作用がどのように機能しているかという視角は終始失なわれてはいない。

〔第三章 土地売買と不動産質〕 ここでは、前章に引き続き、古代の土地所有形態を知るための手掛りとして、土地の永代売買や質入が主として当時の土地売券によって考察される。ところで、日本古代の土地の「売買」という語には、「永代売買」と「賃租」(賃貸借)という二つの意味があったことは衆知の通りであるが、菊池氏は、本章において、このように古代において賃貸借と売買が区別されることなく、同一語で表現されていたのは、一体いかなる事情によるのであろうかと設問し、中田薫・亀田隆之両氏の学説を検討しつつ著者自身の考察を進めてゆく。以下、各節ごとに氏の考察の跡を辿ってみたいと思う。

「第二節 土地売買の起源」では、題名通り永代売買の発生時点を問題とする。この問題については、既に亀田氏が、養老田令公田条で「賃租」の語が設定される以前には永売を意味する「売買」の語は存在しなかったという見解を明らかにしているが、菊

池氏はこれを批判し、さらに自ら、養老以前の永代売買の用語例として、和銅六年三月十九日紀、田令官人百姓条などを取り上げ、その結果、「土地永売の起源は、遅くも大宝令成立以前に溯ると考えられ、土地私有権の起源と睨み合せて考えた場合には、さらに大化前代にも溯る可能性がある」という重要な提言をされるのである。

「第三節 土地売買と不動産質の関係」本節では、「売買」の語の二義性の問題が当代の社会機構との関連において取り上げられる。すなわち、菊池氏は当時の永売という語は必ずしも現今の売買と同義ではないとする田中説を継承し、まず律令時代の数多くの土地売券に、売主が正税その他の債務の弁済を目的として売却する旨を明記した例の多いことを取り上げ、かかる負債文言付の土地売券の意味するところを寛平八年四月二日官符の「権貴之家……或寄事負累、責取五六載券」という記事に基づいて説明しようとする。すなわち、五六載券については、これを賃租作得権五・六年分とする内田・中田両氏の説を一応認めつつも、この用語は土地売券を意味するものであることを論証するとともに右の官符は、貴族等が債務者である農民から田地を奪い取るにあたって、百姓の負債を棒引きする代りに土地を強引に買取るというやり方をとったことを示しているとし、従って、負債文言付の土地売券は、まさにかくのごとき事態を背景にもっている売券にはかならないというふうに理解される。しかし、これでは五六載券という表現が用いられた理由が説明できない。そこで、氏はここ

で先の内田・中田両氏の解釈を生かして、これは耕地を強制的に買収した債権者が、その耕地を賃租に出したにちがいないと推定し、ここから、「五六載券とは、五・六年間の賃租収入が負債額に相当するほどの面積の田地を質として取ることであり、そのことが当時の土地永売の実質的意味であった」という重要な結論を導き出されるのである。要するに、氏の考えによれば、永代売買は今日のように単なる売買ではなく、賃租と不可分の機能的連関をもつものであり、また、同時に私出挙の債権を担保するための不動産質としての機能をもつものであって、この場合、売券に示された売買価格は負債元本と解しうる、ということになるのである。なお、氏のかかる考え方は、直接には、寛平八年官符から導き出されたものであるが、氏は、さらに永代売買における不動産質的機能は、実は土地売券自体からも推測しうることを、例えば、買戻し、転売などの諸要件を通して明らかにしておられることを付記しておく。

「第四節 私出挙」本節では、先の論述のなかに登場してきた私出挙について考察が加えられる。ここではその中の一・二について述べてみよう。第一は、私稲出挙の息利法について、養老令の「不得過一倍」という句は年利十割制を示すものではなく、元本額一倍が利息累計の限度額を示すものであって、私稲出挙の利息は公出挙と同様に五割制であることを明らかにしたことである。第二は、このような利息累計の制限規定は、債権者にとって極めて不利な条件というべきであるが、かかる債権者の息利行

為の抑制的傾向こそ古代の債権法の特徴であって、これは、当代の社会および生産機構から必然するものであったことを説明されたことである。すなわち、「稲粟出挙は古代の農民にとり労働力の再生産のため不可欠の慣行であったが、他方、農民がその債務の弁済にこと欠くような場合、利息が累積して、ついには田宅を手放して浮浪と化し、或は身を債権者の家人、奴婢に落とす危険性が多分にあった」ので、律令制公民政策の上からいって放置できなかつたからであるというわけである。

「第五節 不動産質」ここでは、まず当時の質法の実態について論及し、不動産質については占有・無占有の両種の質があったが、不動産の場合は無占有質しか認められておらず、それすらも天平勝宝三年官符で禁止されるという有様であるが、このような不動産質に対する抑制は前述の出挙息利法とともに律令制の公民没落の阻止政策のあらわれである事を明らかにされる。ついで、氏は平安時代に流質証書を売券と称した例にもとづいて、これは、律令国家の不動産の入抵当・流抵当の禁止政策に対する脱法行為として、質入を売買に装うことが行われた結果、このような用語上の混同が生じという解釈も可能であるとし、古代にも不動産質の禁令を逃れるために早く出挙の質券を売券の体裁で作成する習慣が生じていたことを示唆される。そしてさらに、このように見れば、古代の土地売買に不動産質的機能があつた理由が明らかになると考えられるが、そう簡単なものではなく、むしろ、土地永売の不動産質的機能は土地永売の本有的機能であって、不動産質を永売

に仮托する奸計も、永売と不動産質がもともと機能的に不可分のものであったから行なわれえたと考えるべきであるとされるのである。しかれば、土地永売の不動産質的機能はいかなる古代の社会事情から生じたのか、ということになってくるが、菊池氏は、次の「第四章」において古代の社会構造と土地所有権の内容を検討した末、本書の結論の部分においてその見解を明らかにされる。すなわち、氏は、渡部渡通・岸俊男両氏の所説に従って、賃租には、農民の自由意志にもとづいて成立する賃貸借契約としての賃租と、豪族に対する隷属関係に強制的に行なわれる賃租があるとし、このうち後者については、「より具体的にいえば、私出挙を起点とし、土地永売によって慢性化されるところの一連の債務関係がその実態ではなからうか」として、菊池氏自身の前述の所論と関係づけるとともに、土地永売が不動産質的機能を發揮した場合はこの強制的な賃租であったことを示唆されるわけである。

なお、ここで氏は、強制的な賃租は土地永売と不可分的に機能していたことになるから、賃租と永売が用語上区別がなかった原因はこのへんにひそんでいるにちがいないという重大な推定をされ、さらにすすんで、原田慶吉『楔形文字法の研究』によりながら、つぎのように結論を出しておられる。すなわち、一般に古代においては、売買の債権性ということは觀念しにくく、債権売買は機能上では現実売買から分化してゆくが、日本古代の永売（これは要物契約としての占有質である）の場合も同様で、「その実行方法はいちおう現実売買を仮想して負債を対価とする売券を作

るとともに、これと一對の消費貸借契約書として、直請状・出挙券文などを作成して支払（債権）を担保し、同時に利息の代りに賃租価値を収取した。」という想定を下し、またかかる事情があったからこそ、賃租と永売はともに「売買」の語で表わされたのであると述べておられるのである。

〔第四章第三節 墾田制〕 従来墾田制については、主として土地私有制の起源をなすものという観点から取り上げられてきたが、菊池氏は、矢張り律令制土地政策全体からみた位置づけが必要であるとし、特に班田制との関係において考察を加えてゆくのであるが、これも亦全く新しい研究視角であるといえるであろう。氏は、ここではまず、墾田の基本的性格は何かという設問をし、沢田吾一氏の、新田の開墾は荒廢の欠損を補なうために常に必要であったとする見解を踏襲し、ついで墾田が大化改新以前から広範に行われていたことを明らかにし、三世一身法以前の墾田の史的意義を強調される。ついで、農耕技術の未熟さゆえに荒廢田が起りやすいという農耕事情は改新以後もなら異なるところはなかったし、また律令制初期に政府が墾田開墾に関心を示したことは認めうるが、にも拘らず、律令政府が既墾地（熟田）にくらべて未墾地、荒廢地に対して甚だ消極的な態度をとりつづけている事実を明らかにし、このような消極的な態度は、律令田制がもともと新田開墾については農民の私的開墾に依存していたことからきているにちがいないとし、ここから、また、墾田私有地化の起源は三世一身法などにあったのではなく、矢張り律令制成立以

前に溯りうることを推定される。そしてさらに、墾田には、當時、班田制適用外の田地であるという理解の仕方が行われていたことを指摘して、それは口分田同様律令国家の支配管理下におかれていたことにはかわりないが、再開墾あるいは新開墾田であるために、熟田である口分田とは異なる管理方式下に置かれたことを意味しているのであると述べるとともに、しかしながら墾田も結局は口分田と同様に、貴豪族の大土地私有の拡大を抑制しようとする律令制土地政策の一環をなすものであり、この点が墾田制を考察する場合看過してはならない点であることを強調されるのである。

〔第四章第四節 律令制収取体系と土地所有の関係〕 ここでは律令制収取体系の収取機構（賃租・出挙・租・調庸・労働力収取体系）が個別的に検討される。そして、その結果、これらの雑多な収取形態は経済的機能上の相違にもかかわらず、基本的階級的関係とこれを抑制する国家権力との相互的関連によって規定され、その点では、土地所有と全く同じ歴史的意義を与え得ることが明らかにされた。さらにまた、特に労働力収取体系の分析を通して、貴族・官僚と一般人民との間には考選・賜祿などの有無という点で、截然たる境界線が引かれていることが指摘され、この事実に基づいて、律令制の雑多な収取形態を統一的に規定するメルクマールは總体的奴隸制であるという結論が導びき出されている。

以上で本書の紹介を終えるが、本書において菊池氏が、新たに

批評と紹介

「国家による階級分化の抑制」という視点を確立し、かかる方法論に基づいて、律令制国家公権力が、身分制や或は賃租の年限・出挙の利息・不動産質・土地売買の制限、班田収授法、収取体系、墾田制などすべての経済機構について広範に作用し、律令体制維持の役割を果たしたことを論証された点は、まさに氏の独壇場というべきところであろう。確かに、このような考察方法は、例えば、国家公権即階級的支配権力という理解に基づくそれに較べれば、はるかに勝っており、本書が律令制国家の本質の解明に大きな寄与をなすものであることは疑いの余地がないと思う。私は、ここに本書の最大の意義を認めるものである。

また、本書は、大化前代における土地私有制の展開ということについて、積極的な提言を行なっているが、従来、大化前代に共同的土地所有の存在を漠然と想定して怪しまなかつた古代史学界にとつて、これは一大警鐘といふべきものであり、今後、菊池氏の問題提起をさけて大化前代史を論ずることは不可能になつたといつても過言ではないであろう。

しかしまた、本書はこのように新しい学説を打ち出しているのであるから、それだけに十分な検討がなされる必要がある。私自身は、菊池説を全面的に咀嚼し、批判する能力を有しないが、若干気付いた問題点を、最後に列挙しておきたいと思う。

(1) 菊池氏は土地永売の起源を大化前代に溯らせている。この点について、氏の論証により、それが大宝令制定以前から実施されていたことは認めうるとしても、つづいて「土地私有権の起源と

睨み合せて考えた場合には、さらに大化前代にも溯る可能性がある」と推論されるだけで打ち切ってしまうのは如何であろうか。氏の学説の中で、土地永売の大化前代起源説は重要な前提となっているだけに、この論証はもう少し詳細になされる必要があったのではなからうか。

(2) 墾田の起源の問題についても、同様な疑問を禁じ得ない。大化前代に、貴豪族が墾田開発を行なっていたことは明らかであるが、貴豪族から収取の対象とされた一般農民までが墾田を開発し、かつこれを私有していたとする論拠は必ずしも明確ではないと思う。

従って、この(1)・(2)を併せ考えれば、この程度の論証の仕方では、大化前代に土地私有制の展開を想定することはいささか躊躇せざるを得ないということになってくるし、さらに大化前代の土地私有制の発達を前提として成立している氏の私有主義学説も、それ程確固不動のものと思わすわけにはゆかないのである。

(3) 菊池氏は、賃租を、渡部・岸両氏の所説によって、自由契約型と隷屬型の二形態に分類され、このうち後者を重視し、かかる型の賃租が一般に大化前代に行なわれていたと理解されている。確かに隷屬型の賃租が大化前代に行なわれたことは事実であろうが、しかし、もう一つの自由契約型の賃租もまた大化前代に、例えば屯倉の田部や子代・名代などを対象に広く行なわれたとすべきではなからうか。菊池氏は、天平八年官奏について、公田の賃租価値を太政官に輸納する制度はこの時に始めて確立したと述べ

ておられるが、それ以前の輸納制度については言及していない。しかし、大宝令公田条に、「供公廩料」「以充雜用」と記されていたことは明らかであるから、これを不問に付すことは問題だと思ふ。この点について虎尾俊哉氏は、天平八年以前は、国衙領置制であったと指摘しているが、私はこの虎尾説をとりたい。そこで、もし、大宝令公田条で、公田賃租の価値が律令制初期に国衙におさめられていたことが確認できるとすれば、公田賃租の原型——例えば屯倉の田令、国造、子代・名代の伴造などによる賃租——を大化前代に想定することも許されるのではなからうか。そして、この場合はいうまでもなく自由契約型の賃租である。

(4) 菊池氏は墾田の基本法である田令荒廢条の規定などにもとづいて、未墾田・荒廢地に対する律令政府の態度は消極的であるという印象をもち、その由来を尋ねて、墾田は、元来私的開墾が主流であったという伝統によるものであると考へておられる。然し、国家の態度が消極的であったかどうかは問題があると思う。考課令国郡司条の義解は「熟田之外。別能墾発」した場合の、国郡司の昇考を考慮に入れており、国家の墾田開発はそう消極的とも思われないからである。

なお、これに関連して、墾田は耕地の荒廢にそなえてのものだとする菊池説に立てば、大化前代の墾田には、貴豪族の手によるものとならんで、大和国家の事業として設定されたものも数多くあった筈であるから、一応、かかる国家的事業としての墾田の役割や墾田経営の形態などが考慮される必要があるのではなからう

か。

(5) 総じて、菊池氏は大化前代の民間の土地私有の問題には積極的であるが、大和國家の朝廷領や國造領の經營の実態についての関心が薄いような気がする。律令制土地制度の形成にあたり、それらの經營が一つのモデルになったことは考えうることであるから、律令國家の公權力を問題とする場合、朝廷領や國造領の果した役割に正当な評価を与えることは必要ではなからうか。

また、さらに屯倉および國造領の經營については、大和國家の公權力という観点から眺めてみることも一案ではなからうか。

「令前租法。熟田百代租稻三束」という景雲三年格の記事は大化前代に溯りうるとする最近の田名網宏氏の説を承認すれば、百代三束という規格は屯倉や國造領における租法であると考えうるし、また、これは國家の規制のあらわれと見ることも不可能ではなさそうである。従って、大和國家の公權力の問題は、それなりに検討されて然るべきではなかったかと思うのである。

「東京都港区近代沿革図集（赤坂・青山）」

港区立三田図書館編集 昭和45年3月刊

松崎 欣一

目まぐるしく変貌を続ける東京の市街の変化のあとを港区という限られた地域ではあるが地図の上にたどろうという試みがな

批評と紹介

れた。本書は既に公刊された「港区史」の編纂過程で集められた資料を基礎として、いわゆる新住居表示制度の実施を機会に発刊が計画されたもので、全五分冊を予定される第一集として赤坂・青山地域についてまとめられたものである。

町名変遷表及び広範囲に資料を収集し一々の出典を明記した上で五十音順に整理した町名・地名等の由来の解説もそえられているが、中心となるのは地図上で港区地域における町名・町区等の変遷を明らかにしようというものである。

例えば新住居表示による元赤坂一丁目及び二丁目地域について

・昭和41年

・昭和7年（「東京市赤坂区地籍図」より編成されたもの）

・大正10年（東京通信局「東京赤坂区図」より）

・明治29年（東京郵便電信局「東京市赤坂区全図」より）

・明治18年（内務省地理局「東京実測図」より）

・明治9年（東京市史稿市街篇附図「明治東京全図」より）

・文久2年（「御府内往還其外沿革図書」より編成されたもの）

以上の時代を異にする七図をそれぞれ五千分の一の縮尺でA4版見開き二ページに表示している。従って「近代」沿革図集と称しているが、「御府内沿革図書」の収載によって江戸時代より現在に至るまでの同一地域の変化の過程を地域の名称及び区画の点において比較しうるわけである。

例えば元赤坂一丁目は江戸城外堀際にあった江戸時代以来の町地である赤坂伝馬町を核としてほとんど区画の変化なく現在に至

（六四七） 一二七